

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年2月28日

京都市会議長 大西 均

京都市会規則第2号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

題名の後に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条～第12条)

第2章 議案及び動議(第13条～第18条)

第3章 議事日程(第19条～第23条)

第4章 選挙(第24条～第33条)

第5章 議事(第34条～第46条)

第6章 発言(第47条～第57条)

第6章の2 公聴会及び参考人(第57条の2～第57条の8)

第7章 委員会(第58条～第77条の2)

第8章 表決(第78条～第89条)

第9章 質問(第90条～第94条)

第10章 請願(第95条～第100条)

第11章 秘密会(第101条・第102条)

第12章 辞職及び資格の決定(第103条～第107条)

第13章 規律(第108条～第114条)

第14章 懲罰(第115条～第122条)

第15章 会議録(第123条～第126条)

第16章 協議又は調整を行うための場(第127条)

第17章 議員の派遣(第128条)

第18章 補則(第129条)

附則

第6章の後に次の1章を加える。

第6章の2 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第57条の2 会議で、公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第57条の3 公聴会(会議において開く公聴会をいう。以下この章において同じ。)に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件その他必要な事項に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第57条の4 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下この章において「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及び他の者の中から、会議において定め、本人にその旨を通知する。

2 市会は、その案件に対して、賛成者及び反対者の数が一方にかたよらないように、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第57条の5 公述人が、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第57条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることがない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第57条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、市会が、特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第57条の8 会議で、参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

第67条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第71条中「案件」の右に「その他必要な事項」を加え、同条を同条第2項とし、同条

に第1項として次の1項を加える。

委員会が公聴会を開く決定をするときは,あらかじめ議長に通告しなければならない。

第72条中「公聴会」の右に「(委員会において開く公聴会をいう。以下同じ。)」を加える。

第77条の2第2項を次のように改める。

2 前4条の規定は,参考人について準用する。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。ただし,第67条第2項の改正規定は,平成25年3月1日から施行する。

(市会事務局議事課)